## 発注者等による危険有害情報の提供について

背景

危険有害な化学物質を製造・取り扱う<u>設備の改造、修理、清掃等について外注する傾向</u>

(発注先は、外部の建設業者等)

発注者が把握している**設備の中の化学物質等の情 報を請負人に知らせないまま発注**したことによる

一酸化炭素中毒、火災等の<u>災害が発生</u>

(発注者から情報提供がなく、請負業者の労働者が、配管のバルブを開けたため、滞留していた一酸化、 炭素が流出し、労働者1名死亡19名中毒など) 対応案

大量漏えいによる急性中毒を引き起こす物質、引火性等を有する物質を製造・取り扱う<u>設備の改造等の</u> 仕事で一定の作業を発注する場合



発注者は下記の情報を請負人に提供

化学物質の危険・有害性

作業において注意すべき事項

(例:配管には一酸化炭素が流れており、バルブ

は開放しないこと)

発注者の講じた措置等

(例:バルブを閉止したこと)

(情報の提供を受けた請負人は、関係下請人に情報を提供)